

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【公表番号】特表2008-522731(P2008-522731A)

【公表日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【年通号数】公開・登録公報2008-026

【出願番号】特願2007-545528(P2007-545528)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月3日(2008.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有効成分の皮膚内への、又は皮膚を通した送達に使用するのに好適な医療用デバイスであって、

第1の主面と第2の主面を有し、前記第1の主面が第1の部分と可撓性の第2の部分を含む、延長部材、

前記延長部材の前記第1の主面の前記第1の部分から延びるアレイ保持部材であって、アレイ表面を含み、該アレイ表面から少なくとも1つのマイクロニードルが延びる、前記アレイ保持部材、および、

前記延長部材の前記第1の主面の前記第2の部分に配置され、前記少なくとも1つのマイクロニードルが角質層を通して挿入されるとき哺乳動物の皮膚への前記デバイスの接着取り付けを容易にする、感圧接着剤、を含む、医療用デバイス。

【請求項2】

前記延長部材と前記アレイ保持部材が、アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン(ABS)ポリマー、ポリフェニルスルフィド、ポリカーボネート、ポリプロピレン、アセタール、アクリル、ポリエーテルイミド、ポリブチレンテレフタレート、ポリエチレンテレフタレート、およびこれらの2種類以上の組み合わせからなる群から選択される材料を含む一体構成を含む、請求項1に記載の医療用デバイス。

【請求項3】

前記アレイの表面が、前記アレイ表面から延びる複数の同一構成のマイクロニードルを含む、請求項1に記載の医療用デバイス。

【請求項4】

前記同一構成のマイクロニードルの少なくとも一部に保持された有効成分を更に含む、請求項3に記載の医療用デバイス。

【請求項5】

前記アレイ表面が、前記アレイ表面から延びる複数のマイクロニードルを含む、請求項1に記載の医療用デバイス。

【請求項6】

前記マイクロニードルが先細りの構造を含み、各マイクロニードルの外面に少なくとも

1つのチャネルが形成されている、請求項5に記載の医療用デバイス。

【請求項 7】

前記マイクロニードルが細長い基部を含み、各マイクロニードルの前記少なくとも1つのチャネルが各細長い基部の端部の1つから前記マイクロニードルの先端まで延びる、請求項6に記載の医療用デバイス。

【請求項 8】

前記マイクロニードルのアスペクト比が、2：1以上である、請求項5に記載の医療用デバイス。

【請求項 9】

第1の主面と第2の主面を有する可撓性バッキング部材を更に含み、前記可撓性バッキング部材の前記第1の主面の少なくとも一部が、前記延長部材の前記第2の主面に貼られており、前記可撓性バッキング部材が前記延長部材の外縁を越えて延びる、請求項1に記載の医療用デバイス。

【請求項 10】

前記可撓性バッキング部材の前記第1の主面の少なくとも一部を被覆する感圧接着剤層を更に含む、請求項9に記載の医療用デバイス。